



許可番号第 6610002736 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

氏名 株式会社共英メソナ

代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許可の年月日 令和7年8月22日

許可の有効年月日 令和12年6月30日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 鋳さい |
| 2. ゴムくず | 4. がれき類 |

石綿含有産業廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

以上 4 種類

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- | | |
|---------|----------|
| 1. 燃え殻 | 3. ガラスくず |
| 2. 金属くず | 4. ばいじん |

石綿含有産業廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

以上 4 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 所在地 | : 大阪市西淀川区西島1丁目2番133号 |
| (2) 面積 | : 200m ² |
| (3) 保管上限 | : 52.4m ³ |
| (4) 積み上げ高さ | : 2.5m |
| (5) 産業廃棄物の種類 | : 燃え殻、金属くず、ガラスくず、ばいじん |

(石綿含有産業廃棄物を除く、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年9月6日 当初許可
令和7年8月22日 許可更新

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第02700002736号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

氏名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和8年1月10日

許可の有効年月日 令和13年1月9日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 ゴムくず
- 7 金属くず
- 8 ガラスくず
- 9 鋳さい
- 10 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上10種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年7月30日 当初許可

令和7年12月26日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 有

大阪市 第06610002736号

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 第 02801002736 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

氏 名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和7年10月23日

許可の有効年月日 令和12年10月22日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 汚泥（水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。）
2. 廃油
3. 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）
4. 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）
5. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
6. ゴムくず
7. 金属くず
8. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成2年10月23日	新規許可
平成12年10月23日	更新許可
平成17年10月23日	更新許可
平成22年10月23日	更新許可
平成27年10月23日	更新許可
令和2年10月23日	更新許可
令和7年10月23日	更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

氏 名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和 4 年 4 月 21 日

許可の有効年月日 令和 9 年 2 月 23 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

⑩ゴムくず

⑪金属くず

⑫ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑬ばいじん

以上13種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成24年2月24日：当初許可
平成29年3月24日：更新許可
令和4年4月21日：更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

氏 名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾

許可の年月日 令和 4年 1月22日

許可の有効年月日 令和 9年 1月21日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成19年	1月22日	新規許可、
平成24年	1月22日	更新許可、
平成29年	1月22日	更新許可、
令和 4年	1月11日	変更届(2品目減少(燃・ば))、
令和 4年	1月22日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

名 称 株式会社共英メソナ

代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸 本周 平



許 可 の 年 月 日 令和 5年10月25日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年10月 5日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|-----------|
| 1) 燃え殻 | 8) 木くず |
| 2) 汚泥 | 9) 繊維くず |
| 3) 廃油 | 10) ゴムくず |
| 4) 廃酸 | 11) 金属くず |
| 5) 廃アルカリ | 12) ガラスくず |
| 6) 廃プラスチック類 | 13) ばいじん |
| 7) 紙くず | |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの

- 1) 2) 4) 5) 13)

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの

- 2) 6) 12)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年10月 6日 新規許可

平成25年10月28日 更新許可

平成30年10月19日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号

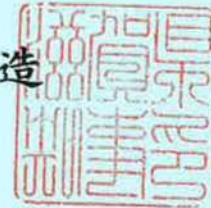
氏 名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 5 年 12 月 26 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 1 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 7項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 12 月 2 日	新規許可
平成 30 年 12 月 2 日	更新許可
令和 5 年 12 月 2 日	更新許可

5. 積替え許可の有無

市名 ー 無 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号
名称 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和7年4月25日

許可の有効年月日 令和12年4月24日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 19種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年4月25日 新規許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
				無	
				積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		-	
2	汚泥	○		-	
3	廃油	○		-	
4	廃酸	○		-	
5	廃アルカリ	○		-	
6	廃プラスチック類	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
7	紙くず	○		-	
8	木くず	○		-	
9	繊維くず	○		-	
10	動植物性残さ	○		-	
11	動物系固形不要物	○		-	
12	ゴムくず	○		-	
13	金属くず	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
14	ガラスくず等	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
15	鉱さい	○		-	
16	がれき類	○		-	
17	動物のふん尿	○		-	
18	動物の死体	○		-	
19	ばいじん	○		-	
20	産業廃棄物処理物	-		-	
21	輸入廃棄物	-		-	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	-

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。



許可番号 第03500002736号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区佃六丁目4番8号
氏 名 株式会社共英メソナ
代表取締役 高島 浩司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 1 月 8 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12 年 1 月 7 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上20種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有